

| | |
|---------|---------|
| 西宮市監査委員 | 田 中 正 剛 |
| 同 | 野 口 あけみ |
| 同 | 村 西 進 |
| 同 | 阿 部 泰 之 |

財 政 援 助 団 体 監 査 結 果 報 告
(西 宮 市 消 防 団)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 19 年度財政援助団体監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第 9 項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成19年9月1日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月17日に西宮市消防団事務局を所管する消防局総務部総務課関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

西宮市消防団(以下「消防団」という。)が交付を受けた西宮市消防団運営交付金に係る出納、その他の事務のうち、主として平成18年4月1日から19年3月31日までの間に執行された事務を対象に監査を実施しました。なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、消防団並びに所管部局提出の直近の数値を用いるように努めました。

消防団に対する交付金は、13年5月11日施行の「西宮市消防団運営交付金」取扱要項(以下「取扱要項」という。)に基づいて交付され、交付決定額は、次のとおりとなっています。

| | |
|-------------------|-------------|
| ・西宮市消防団運営交付金(上半期) | 5,511,000 円 |
| ・西宮市消防団運営交付金(下半期) | 4,477,000 円 |
| 計 | 9,988,000 円 |

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 消防団の概要

(1) 設立目的

消防団は、消防組織法第6条で「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」となっており、同法第9条で、消防団は、消防事務を処理するために設ける機関の一つであるとされ、同法第18条第1項「消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。」の規定に基づき、西宮市消防団条例(以下「条例」という。)第2条により設置されています。

(2) 設立等の経過

明治の初期には、西宮港の沖仲仕が消防作業に従事していたが、明治10年4月1日沖仲仕と大工組合が合同で西宮町火防組が設置され、明治27年2月9日勅令第15号消防組規則施行に基づき西宮町消防組が創設されました。その後、大正14年4月1日市制施行により西宮市消防組と改称され、昭和14年7月9日勅令第20号警防団令施行に基づき、西宮市警防団に改組されています。

現在の消防団は、昭和22年9月26日西宮市警防団を廃止して結成されています。

(3) 組織の概要等

平成19年10月1日現在、1本部33分団で組織され、消防団長以下706人の消防団員が所属しています。団員の定員は、条例第3条で755人とされ、西宮市消防団規則第3条により、団員の階級別定員が定められています。消防団長は、消防団の推薦に基づき市長により任命され、その他の団員は市長の承認を得て消防団長が任命しています。団員の身分は、非常勤の特別職地方公務員(地方公務員法第3条第3項第5号)である一方、他に生業を持ちながら、自らの意思に基づき参加するボランティアとしての性格も併せ持っており、その任務は、条例第10条にサービスの根本基準として「団員は、その任務が住民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害から発生する被害を軽減する職責であることを自覚し、且つ、住民全体の奉仕者たる誇りを保持し、任務を遂行するに当たっては、全力をつくしてこれに専念しなければならない。」とされています。消防団の意思決定は、本部会議、分団長会議で行われており、18年度は、それぞれ4回開催されています。

消防団の事務局は、消防局総務部総務課長を事務局長とし、総務課課長補佐以下職員3人(うち嘱託職員1人)で事務が行われています。

(4) 団員等の状況

19年10月1日現在の団員等の状況は、次のとおりとなっています。

ア 団員の階級別定員と人員

(単位：人)

| 区分 | 団長 | 副団長 | 分団長 (理事含む) | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 合計 |
|----|----|-----|---------------|------|----|-----|-----|-----|
| 定員 | 1 | 7 | 34 | 38 | 38 | 111 | 526 | 755 |
| 実員 | 1 | 7 | 34(1) | 36 | 38 | 111 | 479 | 706 |

注 ()内は本部に所属する理事で、内数。

イ 団員の在職年数の状況

(単位：人)

| 区 分 | 5年未満 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 | 合計 |
|-----|------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|-----|
| 団員数 | 155 | 149 | 162 | 99 | 53 | 39 | 49 | 706 |

団員の在職年数では、15年未満の在職者が466人(66.0%)と、全体の6割以上を占めており、長期の在職者では、45年以上が8人となっています。団員の平均在職年数は13年3か月となっています。

ウ 団員の年齢別状況

(単位：人)

| 区 分 | 20歳 未満 | 20～ 24歳 | 25～ 29歳 | 30～ 34歳 | 35～ 39歳 | 40～ 44歳 | 45～ 49歳 | 50～ 54歳 | 55～ 59歳 | 60歳 以上 | 合計 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----|
| 団員数 | 1 | 18 | 52 | 86 | 106 | 113 | 122 | 82 | 74 | 52 | 706 |

団員の平均年齢は43.7歳で、30歳未満の団員が71人(10.1%)、30歳代の団員が192人(27.2%)、40歳代の団員が235人(33.3%)、50歳以上の団員が208人(29.5%)となっています。18年4月1日現在、全国の平均年齢は37.8歳、兵庫県下では35.5歳となっており、これに比べ、本市の平均年齢は高くなっています。

エ 消防自動車等の状況

(単位：台)

| 区 分 | 司令車 | ポンプ自動車 | 小型動力ポンプ | 合 計 |
|-----|-----|--------|---------|-----|
| 台 数 | 1 | 38 | 12 | 51 |

消防自動車は、本部に司令車1台、各分団にポンプ自動車38台を配置し、消防団により日常の管理が行われています。車両等防災資機材は、市の所有となっており、車検や、6か月・12か月点検、及びバッテリー取替などの修理・改修は、市消防局により行われています。このほか、車庫・詰所も市の所管であり、消防団が所有する備品はありません。

(5) 消防団の出動状況

団員は、日ごろは生業を持ちながら、自分の居住する地域の消防団に属することで、火災、事故あるいは災害などが発生した際に消防活動を実施し、平時にあっては消火訓練・応急手当訓練などを通して技術を修練するとともに、防災思想の普及、広報などを行って、災害の予防に努めています。団員が火災、警戒及び訓練に出動したときは、条例第8条に

より費用を弁償する、と定められています。

最近3か年の出勤状況は、次のとおりです。

| 年度 | 区 分 | 火 災 | 水 災 | 警 戒 | 訓 練 | 捜 索 | 計 |
|----|----------------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 16 | 出 動 回 数(回) | 77 | 5 | 13 | 44 | 0 | 139 |
| | 出 動 分 団 数(分 団) | 287 | 34 | 235 | 441 | 0 | 997 |
| | 出 動 団 員 数(人) | 2,399 | 403 | 1,668 | 2,042 | 0 | 6,512 |
| | 出 動 車 両 数(台) | 224 | 33 | 254 | 472 | 0 | 983 |
| 17 | 出 動 回 数(回) | 78 | 0 | 36 | 33 | 0 | 147 |
| | 出 動 分 団 数(分 団) | 295 | 0 | 256 | 497 | 0 | 1,048 |
| | 出 動 団 員 数(人) | 2,259 | 0 | 1,723 | 2,303 | 0 | 6,285 |
| | 出 動 車 両 数(台) | 230 | 0 | 276 | 540 | 0 | 1,046 |
| 18 | 出 動 回 数(回) | 68 | 0 | 12 | 33 | 1 | 114 |
| | 出 動 分 団 数(分 団) | 239 | 0 | 223 | 573 | 1 | 1,036 |
| | 出 動 団 員 数(人) | 1,735 | 0 | 1,630 | 2,755 | 12 | 6,132 |
| | 出 動 車 両 数(台) | 166 | 0 | 248 | 574 | 1 | 989 |

注 訓練は各分団で実施している自主訓練を除く。

18年度の出動状況については、出勤回数は延べ114回、出勤分団数は延べ1,036分団、出勤団員数は延べ6,132人、出勤車両数は延べ989台となっています。なお、そのうち火災の出動は68回、239分団となっています。

上記のほか、消防団事業計画に基づき、「にしのみや市民祭り」、「西宮国際ハーフマラソン」等の警備をはじめ、各消防署による救急講習等の訓練への参加や、ポンプ操法訓練のほか分団独自の訓練等が実施されています。

2 収 支 の 状 況

平成18年度における収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------|-----------|-------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 消防団運営交付金 | 9,988,000 | 分担金 | 505,000 |
| その他収入 | 2,547 | 会議費 | 1,305,764 |
| | | 訓練等賄費 | 5,784,501 |
| | | 事務費 | 1,494,944 |
| | | その他支出 | 900,338 |
| 計 | 9,990,547 | 計 | 9,990,547 |

収入の内訳は、市からの補助金である、消防団運営交付金998万円と、預金利息である、その他収入で、合計999万円となっています。支出の主なものは、消防団ポンプ操法大会経

費や各分団での訓練、年末特別火災警戒等の経費である訓練等賄費 578 万円、電話料金、消耗品等の経費である事務費 149 万円、分団長会議や各分団での訓練等の説明会及び反省会・総会等各種会議の経費である会議費 130 万円で、合計 999 万円となっています。収入額と支出額は同額となっており、収支残額は 0 円となっています。

3 補助金等の交付

(1) 補助の目的

昭和 30 年頃までは、消防団を運営する経費として、市内の事業所、商店及び一般家庭などから寄付を募り、それにより運営が行われていましたが、市の公的機関である消防団の運営がこのような寄付金で行われていることが問題となり、昭和 33 年度から、これに代わるものとして、消防団運営交付金が交付されています。

補助の目的は、住民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害から発生する被害を軽減することを職責とする消防団及び分団の円滑な運営を図ること、としています。

なお、消防組織法第 8 条では「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」と、規定されています。

(2) 交付根拠

地方自治法第 232 条の 2「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」及び取扱要項を根拠とし、補助金等の取扱いに関する規則(以下「補助金取扱規則」という。)の定める手続によって交付金が交付されています。

なお、取扱要項には、交付金を交付することに対する公益性の記載がありません。

(3) 交付対象事業と交付基準

取扱要項では、支出対象事業として、消防団の会議及び訓練の経費、消防団車庫、詰所及び車両等の維持管理経費、団長又は分団長が消防団の運営に必要と認めた経費、の 3 つの経費が挙げられており、補助金等交付決定通知書の交付条件では、消防団及び分団の運営に関すること以外に使用してはならない、としています。取扱要項には、交付金の算定基準についての定めは無く、交付決定の決裁により交付額が決定されています。

(4) 補助金等の交付手続

取扱要項第 2 条により、交付金は、会計年度を 2 回に分けて交付申請するものとされており、平成 18 年度では 4 月と 10 月に交付されています。交付手続は、補助金取扱規則の

定めにより、おおむね適正に行われています。

交付申請から支払いまでの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

| 区 分 | 交付申請日 | 交付決定日 | 交付請求日 | 支払日 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 申請額 | 決定額 | 請求額 | 支払額 |
| 消防団運営交付金 (上半期) | 18. 4. 3 | 18. 4. 4 | 18. 4. 4 | 18. 4. 7 |
| | 5,511,000 | 5,511,000 | 5,511,000 | 5,511,000 |
| 消防団運営交付金 (下半期) | 18. 9.29 | 18. 9.29 | 18. 9.29 | 18.10. 6 |
| | 4,477,000 | 4,477,000 | 4,477,000 | 4,477,000 |
| 計 | 9,988,000 | 9,988,000 | 9,988,000 | 9,988,000 |

補助事業等実績報告書は、上半期分、下半期分を一括して、19年5月21日付で提出されており、事業費は交付決定額を上回っており、交付金の返還は発生していません。

なお、補助金取扱規則では、補助金等の申請があったときは、当該申請に係る審査をするとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定するとしていますが、交付決定の決裁において、審査の内容や、その結果についての記述が見られません。

今後、交付決定の決裁に、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等の状況について記述することにより、交付決定の経過を明確にしてください。

補助金等の交付にあたっては、取扱要項は補助金交付の根拠となるものであることから、補助金取扱規則に沿って、取扱要項の全般的な整備を行ってください。

4 補助金等の経理

消防団に交付された運営交付金は、消防団運営費(平成18年度は808,000円)を除き、1本部33分団に、分団割、団員割、車両割で計算された額を配分し、それぞれ経理が行われています。消防団運営費と本部運営費は、消防団の事務局を務める消防局総務部総務課職員が経理を担当しています。各分団における会計処理は、分団ごとに会計担当者(主・副)2人が選任されており、その会計担当者により、分団長の検印を受け、入出金等の処理が行われていますが、一部の分団において、分団長が会計担当者を兼ねている状況が見られました。分団における会計処理の統一を図るため、「分団会計のしおり(分団会計取扱要領、分団会計金銭出納簿記入要領)」が作成されており、おおむね適切に会計処理が行われています。

なお、一部で処理方法・収支科目の統一が図られていないもの、領収書の記載内容が不明

確なものが見られました。また、分団長会視察研修などでの、個人負担分と公費負担分との負担区分のあり方については、検討が必要と思われます。

今後とも、適切な会計処理に努めてください。

5 消防団員の確保

平成19年10月1日現在の消防団員数は、定員755人に対し706人と、49人の欠員が生じています。消防団では、年間事業計画の中で3か月間を団員募集月間と定め、団員募集に努めることとしているほか、「宮っ子」などのコミュニティ誌での公募や、地域で団員募集のイベントの開催、ポスター・チラシの作成、消防局のホームページでの募集など、団員確保に努めていますが、定員を充足するところまで効果が挙がりません。これは全国的な傾向であり、消防庁では、「消防団員の活動環境の整備について(17年1月26日付消防庁消防課長通知)」により、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい活動環境の整備、地域住民・事業所の消防団活動への理解促進などについて積極的に取組み、団員の確保を図るよう求めています。

消防団の特性として、構成員である団員は、地域の住民であり地元の事情等に通じ、地域に密着した存在であること(地域密着性)、団員数は、かつてより減少しているものの、なお消防職員の2倍の人員を有していること(要員動員力)、団員は日頃から教育訓練を受けており、災害発生時には即時に対応できる能力を保有していること(即時対応力)、などがありますが、適正な規模の活力ある消防団の確保を、いかに図っていくかが大きな課題となっています。

消防団では、消防職・団員のOB等による、特定の活動・役割に参加する、機能別消防団員制度の採用を検討しています。

国民保護法の規定を受けて19年4月に作成された「西宮市国民保護計画」の中にも、消防団の役割が設定されており、消防団の役割は、より重要となってきています。

今後とも、年齢などの制限を緩和することにより、幅広い層の住民が入団できる環境整備について、より有効な方策の検討を進め、消防団員の確保に努めてください。